

はじめに

『「受動喫煙防止対策状況調査報告書」～北部やんばるの空気をキレイに～』がまとめました。本調査は、受動喫煙防止対策のため健康増進法が一部改正されたことにともない、北部管内の各種施設の受動喫煙対策を調査しました。

喫煙は、主に悪性新生物、循環器疾患、呼吸器疾患死亡の原因となります。喫煙は日本における非感染性疾患死亡原因の一位と報告され、年間約 13 万人が、また受動喫煙により年間約 1 万 5 千人が死亡していると推計されています。推計の元となった論文を基に北部圏域にあてはめて試算してみたところ、北部圏域では年間で男性約 79 人、女性 28 人、合計約 107 人が直接喫煙による死亡と推計されました。

喫煙対策としては、タバコ販売価格を一定レベル以上に上げ、喫煙場所を減らすことが効果的であると報告されています。直接喫煙によりタバコ関連疾患が減少するとともに、受動喫煙も減少することが期待されます。喫煙場所の制限によって心疾患死亡や呼吸器疾患による入院が減少することも報告されています。

改正健康増進法による受動喫煙対策は必ずしも十分とは言えない内容もありますが、これを契機により効果的な受動喫煙対策を進め、多くの住民の健康が守られようとする必要があります。

本調査は、そのような対策の基礎資料とするため実施しました。現状を評価し、対策の方向性を定め、今後の対策の進捗状況をモニターするための初期資料として活用することを目的としています。

調査にご協力いただきました北部保健所管内の多くの施設の皆様には深く感謝申し上げます。本冊子を関係者の皆様にもご活用頂ければ幸いです。

2020 年 3 月 11 日

沖縄県北部保健所長 伊礼 壬紀夫

目次

1. 調査概要（要約）	・・・・・・ 1
2. 集計結果	・・・・・・ 5
(1) 調査対象施設の回収状況	
(2) 健康増進法の一部を改正する法律の認識状況	
(3) 受動喫煙の影響について	
(4) 施設の禁煙区域の設定について（令和元年8月1日現在）	
(5) 敷地内完全禁煙としていない要因について	
(6) 喫煙場所の清掃作業について	
(7) 禁煙標示の有無について	
(8) 標示の掲示場所とその内容について	
(9) たばこの煙や禁煙にしてほしい等の苦情の有無及びその内容	
(10) 職員および利用者の受動喫煙及び禁煙対策の話し合いの場（機会）の有無とその内容	
(11) 加熱式たばこの対応について	
(12) たばこ産業からの受動喫煙防止対策等の申し出の有無とその内容	
(13) 今後の禁煙区域の設定について	
(14) 施設の受動喫煙防止対策を進める上で困っていること、その他ご意見	
(15) 施設の職員数及び労働衛生管理体制	
-1) 施設の職員数	
-2) 労働衛生管理体制　【産業医】　【衛生管理者】　【産業保健師・看護師】	
(16) 職員の喫煙状況の把握の有無及び把握している場合の職員の平均喫煙率	
(17) 首長・施設長及び施設管理担当の喫煙状況	
(18) 首長・施設長及び施設管理担当の喫煙状況と現在の禁煙区域について（クロス集計）	
(19) 首長・施設長及び施設管理担当の喫煙状況と今後の禁煙区域について（クロス集計）	
3. 北部保健所管内の課題及び今後の計画	・・・・・・ 61
4. 資料編	・・・・・・ 65
(1) 実施要領	
(2) 受動喫煙防止対策調査票	
(3) 受動喫煙防止対策講演会資料（2020年1月20日開催）	
「学校、病院、官公庁における受動喫煙防止対策と改正健康増進法のポイント （加熱式タバコの現況も含めて）」 産業医科大学 教授 大和 浩氏	